

## 小山市建設工事等郵便入札取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、小山市建設工事等執行規則（昭和49年規則第1号。以下「執行規則」という。）第6条第4項ただし書の規定に基づく市が行う建設工事等の郵便入札の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領で用いる用語の意義は、小山市財務規則（昭和45年規則第27号）及び執行規則の例による。

(対象)

第3条 市が行う設計金額130万円超の建設工事及び設計金額50万円超の建設関連業務委託に係る入札とする。

(入札の手續等)

第4条 郵便入札の入札書は、一般書留又は簡易書留のいずれかにより提出しなければならない。

2 前項の入札書は、開札日の前々日までに市長が指定した郵便局が受理したものに限り、有効なものとする。

3 第1項の入札書には、当該入札に係る工事費内訳書その他市長が指示する書類を添付しなければならない。

4 入札参加に係る費用については、全て入札者の負担とする。また、入札の取りやめ及び不調になった場合においても同様とする。

(開札立会人)

第5条 郵便入札を執行するために、開札立会人を置く。

2 開札立会人は、当日に開札されるすべての郵便入札の参加資格者の中から別に定める方法により選出する。

3 前項の規定により選出された開札立会人は、代理立会人を選任することができる。この場合においては、委任状を市長に提出しなければならない。

4 開札立会人は、立会人署名簿に署名押印のうえ、当日のすべての郵便入札の開札に立ち会わなければならない。

(入札の辞退)

第6条 郵便入札による入札の参加資格者で入札を辞退するものは、開札日の前々

日までに一般書留又は簡易書留のいずれかによる郵送、若しくは持参または市長が認める方法により辞退届を提出しなければならない。

(入札の取りやめ等)

第7条 市長は、郵便による事故や天災、又は入札を公正に執行することができないと認められるとき等は、入札の執行を延期又は取りやめることができる。

(入札の無効)

第8条 執行規則に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する郵便入札は、無効とする。

- (1) 第4条第1項の規定する提出方法でないとき。
- (2) 郵便入札の入札書が到着期限までに到着しないとき。
- (3) 封筒に2枚以上の入札書を入れたとき。
- (4) 封筒に記入してある工事等の件名と入札書に記入してある工事等の件名とが異なるとき。
- (5) 第4条第3項に規定する書類の添付がないとき。

(落札の通知)

第9条 市長は、落札後速やかに落札者に電子入札システム又は文書によりその旨を通知する。

(入札結果の公表)

第10条 郵便入札の結果は、落札決定日の翌日から入札結果一覧を市役所本庁玄関前掲示板に掲示するとともに、入札情報システムに掲載して公表するものとする。

附 則

この要領は、平成14年5月1日から施行し、平成14年6月1日以後に執行する入札から適用する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から適用する。

## 附 則

この要領は、平成24年5月1日から適用する。

## 附 則（令和2年8月26日公布）

- 1 この要領は、令和2年10月12日から公告又は指名通知するものから施行する。ただし、第2条の規定による改正後の小山市事後審査型条件付き一般競争入札実施要領第1条及び第2条の規定は、令和2年10月1日から施行する。
- 2 第3条の規定による改正後の建設業者の社会保険等未加入対策について等の一部改正についての一部改正の規定については、公布の日から施行する。

## 附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行し、同日以降に入札公告又は指名通知をするものから適用する。